

暮らしをサポート

福祉サービス

市民一人ひとりが、喜びや生きがいを持って暮らしているよう、市では、さまざまな福祉サービスを行っています。気軽に相談してください。

身体・知的障害者(児)、精神障害者のために

【在宅で受けるサービス】

● 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします（利用負担あり）。

● 訪問入浴サービス

重度身体障害者の自宅に入浴車が訪問します（二部負担あり）。

● 移動支援事業

用事や余暇活動などで外出の際に移動の手伝いをします（利用負担あり）。

【施設で受けるサービス】

● 児童デイサービス

日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います（利用負担あり）。

● 短期入所

家族が介護疲れなどで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設で世話をします（利用負担あり）。

用負担あり）。

● グループホーム・ケアホーム

知的・精神障害者の自立を促すため、共同で生活します（利用負担あり）。

● 福祉作業所への通所

知的障害などのために雇用されるのが難しい人へ、通所により、必要な訓練を行います。

【助成サービス】

● 医療費の助成

心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成します（所得制限あり）。

● 福祉タクシー利用券の交付

対象者にタクシーの利用券を交付します。

● 補装具の支給

補装具を購入、または修理する場合に、費用の一部を助成します（利用負担・所得制限あり）。

【生活保障】

● 難病療養者医療費助成

特定疾患療養者は、医療費自

己負担額を入院で月額14,000円、通院で月額2,000円を限度として助成します。また、重度認定者と小児慢性特定疾患療養者には、月額2,000円を助成します。

● 特別障害者手当

対象者に月額26,440円を支給します（所得制限あり）。

● 特別児童扶養手当

知的障害児等を養育している人に月額1級50,750円、2級33,800円を支給します（所得制限あり）。

● 障害児福祉手当

重度障害児に月額14,380円を支給します（所得制限あり）。

● 在宅重度知的障害者およびね

たきり身体障害者福祉手当
対象者に月額10,650円を支給します（所得制限あり）。

● 特別障害者手当および経過的福祉手当を受給している場合は除きます）。

● 心身障害児養育手当

知的障害児、身体障害児の養育者に月額10,000円を支

給します。

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、千葉県心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一のことがあった場合、残された心身障害者に、終身一定の年金を給付します。

【給付】

● 日常生活用具等の給付

在宅障害者（児）に日常生活用具を給付します（一部負担あり）。

● 家族介護用品給付

在宅重度障害者（児）を介護する人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

児童・母子（父子）のために

【助成制度】

● ひとり親家庭等医療費助成

医療費の自己負担額の一部を助成します。薬についても負担額の一部を助成します（所得制限あり）。

● 児童手当

3歳未満の児童を養育している人に月額10,000円、3歳以上小学校修了前の児童を養育している人に月額5,000円（第3子以降は10,000円）を支給します（所得制限あり）。

り）。

● 児童扶養手当

父母の離婚等の理由によりその児童を養育している人に、月額41,720円から9,850円（第2子以降加算あり）を支給します（所得制限あり）。

【家庭児童相談室】

家庭における児童育成について、家庭相談員がさまざまな相談を受けています（☎62-5362・社会福祉課内）。

ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の支援

【DV（家庭内暴力）相談】

配偶者やパートナーなどからの暴力に悩んでいる人の相談に乗り、支援を行います。

【DV被害者緊急避難支援】

配偶者等から暴力を受けた人で、所持金等もなく、県の女性サポートセンターに入所できない場合に、緊急避難するための費用を支給します。支給額は、一人1日当たり3,000円で3日を限度とします。

〈問い合わせ先〉

社会福祉課

障害福祉班

☎62-5351

児童保育班

☎62-8012